

鎮西地頭の成敗権

大山喬平

【要約】 文治元年一月の国地頭制の発足にともない、源頼朝は天野遠景を鎮西九州の国地頭として現地へ派遣し、遠景を通して、この地における本領安堵地頭の設置をおしすすめた。これは国地頭制下において頼朝に体现されていた諸国諸庄地頭成敗権の九州における適用である。同じ権限にもとづいて文治二年はじめに頼朝は島津庄下司職惟宗忠久の地位を鎌倉補任の地頭職にきりかえている。文治二年六月になると畿内近国三七ヶ国で国地頭制を停廃するが、このとき鎮西は東国とともに国地頭停廃地域から除外されて諸国諸庄地頭成敗権は九州地頭成敗権として存続することになった。ただし、この九州地頭成敗権も無限定なものではなく、文治二年以降国衙の在庁所職の成敗(補任)権についてはこれを停止し、国地頭の名称もとどめて、九州でもまた独自の形態をとって国務不介入政策がとらぬかれた。建久年間をすぎると幕府の九州における本領安堵地頭政策は後退し、根本領主層は惣地頭のもとで地頭代職・名主職などに補任されるようになり、小地頭制への変質が進行した。

史林 六一巻一号 一九七八年一月

はじめに

一つの社会を根底からつきうごかし、新しい時代を展望せざるをえないような内乱情況のただなかにあつては、この情況にいかなる総括と結着を与えうるかという一点にこそ、内乱を主導した人物たちの政治的力量的のすべてがかけられている。日本における一二世紀末の内乱、いわゆる治承・寿永の乱もそのような課題を提起していた。鎌倉幕府の創設、そこにおける守護・地頭制や全国にはりめぐらされた御家人組織の確立などはそれ以前の日本歴史が未経験の事実であつてこの内乱を主導し、これに対処した源頼朝の政治的選択の帰結を示している。しかしながら、それはいうまでもなく、ジグ

ザグのコースであった。このジグザグのコースのなかに、より急進的な路線と、そしてより現実的な路線とがせめぎあっていた。文治元年一月から翌二年六月におよぶ短い期間に現実化しかけた文治の国地頭制は内乱過程における急進路線を最大限に体现していた。

治承・寿永内乱の過程で、日本の在地領主制は権門貴族のもとにある荘園制との一定の共存構造をさぐりあて、確定していった。いわば在地領主制と荘園制との癒着のコースがますます確定的なものとなり、頼朝はその上にそれなりに安定的な武家政権を創設していった。政権の基軸になったのは何よりもまず個々の御家人の頼朝への直屬を意味する幕府御家人制の創出であり、次にこの御家人の国ごとの統轄を任務とする家人奉行すなわち諸国守護の制度、さらには御家人の中核部分に対し、その所領支配を安定化するための地頭制の創設など巧妙で現実的な機構に支えられた頼朝を頂点とする主従制的ヒエラルヒーの創出にあることはいままでもない。

だが、治承・寿永内乱の全過程が朝務・國務・庄務への不介入の上になった在地における荘園制と領主制との右のような共存構造の歴史的創出、国衙レベルにおける守護制度、中央レベルにおける王朝国家と頼朝政権との相互補完の関係等によるあらたな中世国家の創立へと進行したとするのは正しくない。内乱の諸過程のなかには封建領主制の本来の法則的展開が脈うっており、それらはややもすると本所領家支配の廃絶、ひいては王朝国家の解体を可能性としてはらんでいた。文治国地頭制に一つの体现をみた内乱のなかの急進路線は文治二年六月の国地頭制停廃によって、再び中世史の底流におしきげられることになる。

文治二年六月の国地頭制の停廃は東は越中・飛騨・美濃・尾張の四ヶ国から西は周防・長門にいたる畿内近国(西国)三ヶヶ国に限定されており、それ以外の地域——東国や鎮西九州ではそのままの形では実施されなかった。これまでの二、三の論考で考察した文治国地頭制についての右のような見通しになって、本稿では鎮西九州を例にとり、そこにおける国地頭制から守護制への鎮西特有のきりかえの実態をたどり、同時に惣地頭や小地頭について考えてみたい。^①

鎌倉時代の九州には後にあいまいにされるとはいえ、かなりの程度に本領安堵地頭が存在し、やがて、九州特有の惣地頭・小地頭の併存をみちびき出すことになった。鎮西の守護は検断沙汰（刑事訴訟）や、雑務沙汰（動産訴訟）への管轄権をもち、あるいは御家人訴訟にかんする裁判権（下級審）を有したとされている^⑨。なかには大友氏のようにみずからの式条を制定するものもあり、その他、弘安七年の鎮西特殊合議制訴訟機関や同九年の鎮西談議所の存在などにも、大宰府以来の伝統もさることながら、鎌倉時代における鎮西特有の地域の政治構造がみとめられる。

石井・佐藤氏等の指摘どおり、「西国守護人沙汰事」について記した『吾妻鏡』寛元三年（一二四五）二月一六日条は鎮西守護の特質を次のようなかたちで伝えている。

於_レ鎮西_二者、依_レ為_二遠國_一、不_レ相_レ鎮狼藉之間、任_レ右大將家御時之例、可_レ致_二沙汰_一之由、被_レ仰畢、必不_レ可_レ依_二式目_一、其_レ外_二西國_一者、守_レ被_二定置_一旨、可_レ被_二沙汰_一

鎮西の内乱情況が長期化していたこと、それへの対処のために、鎮西では右大將家（頼朝）時代の先例が尊重され、他の西国とはことなり、かならずしも式目の規定に拘束されないことが示されている。御成敗式目第三条「諸國守護人奉行事」が規定する大犯三ヶ条（大番催促、謀叛、殺害人、付、夜討・強盜・山賊・海賊）や、第四条の守護が罪科人跡を私に没収することの禁などが、鎮西地域の守護についてはその厳密な適用を除外されていたとみられるのである^⑩。

ここには東国についての具体的規定を欠くというものの、これをふくめて考えれば鎌倉時代の守護に東国型、鎮西型、西国型（鎮西を除いた西国一般型）というのが正確であるが煩をさけてたんに西国型としておく）という大きな地域的区分のあったことが示されている。『吾妻鏡』寛元二年八月二四日条は鎮西守護について「於_レ鎮西守護成敗事_一者、自_レ右大將家御時、以_レ別儀、被_二定置_一之間、帶_二代々御下文_一、所_レ致_二沙汰_一也、不_レ可_レ被_レ准_二申余國守護沙汰_一事也」と述べている。頼朝によって「別儀」をもって定置かれたとされる鎮西守護の特殊権限が、特殊なものになったそもその時点として、すでに述べたように文治二年六月が注目されるのである。

① 拙稿「文治国地頭制の停廢をめぐって」(『横田健一先生還暦記念日本史論叢』所収)、「文治国地頭の三つの権限について」(『日本史研究』一五八号)、「文治国地頭存在形態」(『柴田實先生古稀記念日本文化史論叢』所収)、「没官領・謀叛人所帶跡地頭の成立」(『史林』第五八卷六号)

一 九州地頭成敗権

文治二年六月、国地頭制の停廢地域から九州を除外することによって源頼朝はこの地の荘園・公領に対して、特殊な支配権を行使することになった。特殊な支配権とは史料上の用語をかりると、頼朝の九州地頭成敗権とも称するのとも適当である。

文治五年に、薩摩国日置庄において、地頭大江家綱が万陽房覚弁と争いをおこし、荘内から追い出されるという事態にたちいたったとき、時の鎮西奉行天野遠景が発した同年七月一九日の下文のなかに次のような文言が記されている。^①

九州地頭者、鎌倉殿御成敗也、何不帶彼御下知、相誦神人、可追出重代地頭一哉

万陽房覚弁が頼朝の下知(状)を帯びずして、重代地頭大江家綱を日置庄から追出すことはできないというのである。ところで地頭家綱は建久八年の薩摩国凶田帳^②では「下司小野太郎家綱」と記されている。重代の地頭とはいいながら彼が島津庄内に数多い伝統的な下司の一員だったことが明らかである。このような在地の根本領主層が東国から下向した島津氏などの惣地頭に対して、鎌倉期の九州において小地頭といわれた存在であったことはすでに先学の諸研究にくわしいところである。^③あとで考察するとおり次にかかげる島津庄の寄郡谷山郡の郡司(『小地頭』谷山寛信(代教信)の発言は、惣地頭島津氏に対抗しようとする郡司『小地頭の側の主張にすぎないとはいえず、九州における地頭(小地頭)の性格を適確にさし示している。

② 石井良助「鎌倉時代の裁判管轄」(『法学協会雑誌』五七卷九・一〇号、一九三九年)一八八—一八八五頁

③ 佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」一九四六年、二七六—二八一頁。

④ 佐藤・池内編『中世法制史料集』第一巻、なお本稿の御成敗式目ならびに式目追加は本書による。

於「国領」者、以「郡司」号「地頭」、至「莊園」者、以「下司」称「地頭」、所謂本補地頭是也^④

九州以外の地域で、国領では郡司、莊園では下司をもつて地頭と称し、これをもつて本補地頭とするというような主張はおよそ成立する余地がない。東国については保留したいが、すくなくとも、畿内近国(西国)三七ヶ国では郡司・下司の進退権は本所領家(京都朝廷)の側に帰属しており、これら所職と鎌倉進止の地頭(没官領・謀叛人跡地頭)との区別は明確であった^⑤。すでに述べたごとく文治二年六月の国地頭の停廢によつて、頼朝が畿内近国三七ヶ国における地頭(現地)の成敗権を原則的に放棄し、これを没官領・謀叛人所帶跡に限定したさい、九州では右のような限定が明確にされなかったのである。九州では日置庄下司家綱のごとき根本領主層、すなわち国領・莊園における一般の郡司職や下司職が頼朝の成敗権のなかに包摂されたままになった。鎌倉時代にあつて地頭職というのはそのまま鎌倉幕府の管轄を意味したか、それだけでなく幕府側から本所領家に避与えたものであつた。このような原則にてらして判断すると九州の地で一般の郡司職(や下司職が同時にまた地頭(小地頭)と称されたのは、これらの所職が頼朝(鎌倉)の成敗権のもとに属していたからであると判断しうるであらう。頼朝の九州地頭成敗権において、地頭というのはさしあたっては国領・莊園の根本領主層「下司職・郡司職を意味したが、同時にまたこれら下司・郡司のもとに帰属していた現地支配の諸権限——当時の用語でいうと庄務とか郡務などといわれた所領経営の実際上の権限が本所領家のみならず、頼朝のもとへも帰属する状態をさしていたのである。

さて、右に述べたような頼朝の九州地頭成敗権について、その成立事情の一端を島津庄地頭惟宗忠久の島津庄への登場のなかによみとることができるであらう。

(A) (頼朝)
(花押)

下 嶋津御庄官

可_レ早任_二領家大夫三位家下文状_一、以_二左兵衛少尉惟宗忠久_一、為_二下司職_一、令_レ致_二庄務事_一

右件庄下司職、任_レ領家下文、以_レ忠久_一為_レ彼職、可_レ令_レ致_レ庄務之状、如_レ件、庄官宜承知、勿_レ違失、以下

元曆二年八月十七日^⑤

(B)下 嶋津御庄官等

可_レ早任_レ鎌倉御下文状、以_レ左兵衛尉惟宗忠久_一為_レ下司職、致_レ其沙汰事

右件人、任_レ鎌倉御下知之旨、宜_レ為_レ下司職、可_レ令_レ致_レ庄務之状、所_レ仰如_レ件、故下

文治元年十一月十八日

在御判 領家大夫三位家下文^⑦

(C) (頼朝)
(花押)

下 嶋津御庄

可_レ令_レ早停_レ止旁濫行、從_レ地頭惟宗忠久下知_一安堵庄民、致_レ御年貢已下沙汰事

右諸國諸庄地頭成敗之条者、鎌倉進止也、仍件職、先日以_レ彼忠久_一令_レ補任_一畢、而今殿下依_レ令_レ相替_一給、雖_レ無_レ領家之定、至于忠久地頭之職者、全_レ不_レ可_レ有_レ相違、體令_レ安堵土民、無_レ懈怠、可_レ令_レ致_レ御年貢之沙汰_一也、兼又、為_レ武士并國人等、恣致_レ自由之濫行、或打妨御年貢、或背_レ忠久之下知_一、每事令_レ對捍_一之由、有_レ其間、所行之旨、尤_レ以不当也、自今以後、停_レ止彼等之濫行、令_レ安堵住人、不_レ可_レ違背忠久沙汰之状如件、以下

文治二年四月三日^⑧

右の三通は惟宗忠久が元曆二年から文治二年にかけて島津庄下司から地頭に補任されていた事情を示すものであるが、まず第一に問題になるのが(A)と(B)の関係である。この二通はいずれも忠久を島津庄下司職に補任した下文であるが、(A)は撰閔家領島津庄の領家大夫三位家(藤原成子)の下文をうけて、元曆二年八月一七日に忠久を島津庄下司職に補任した頼朝の袖判下文であり、(B)は同年(八月一四日改元)十一月一八日に「鎌倉御下文状」に任せて、忠久を同じく島津庄下司職に補任した領家大夫三位家の下文である。(A)(B)それぞれの時点で、島津庄下司職の補任権は領家と頼朝のどちらに帰属して

いたのであろうか。文書の形式だけからいうと頼朝は領家の、領家は頼朝の下文を施行する形式をとっておりこれはいずれともいえない。

しかしながら、平安時代以来のこの荘園の歴史的由来からするならば(B)の領家下文に本来の下司補任権が存したことはいうまでもない。この荘園は法性寺関白忠通のもとで権勢をふるい、後に平清盛に接近して、内乱前夜の政局に重大な影響力をもった五条大納言藤原邦綱が忠通の依嘱をうけて領家として管轄した摂関家領諸荘園の筆頭であり、邦綱の歿後、その嫡女成子(大夫三位局、六条院乳母)に伝領されて^⑨いた。平家一門滅亡の時点で、島津庄の領家成子と頼朝の間に、島津庄下司職に惟宗忠久を登用する点で、事前の了解が成立していたと判断せざるをえないのである。

このようにみると、元暦二年八月(A)の頼朝袖判下文は平家滅亡直後における鎮西の荘園所領に対する頼朝政権の特有の介入形式を示すとみななければならないであろう。頼朝の介入の形式は島津庄下司職の頼朝と領家による相互補任の形式であった。ここで注意しておきたいのであるが、右の(A)(B)二通の存在からみて、島津庄は事実上、平家没官領の扱いをうけなかったものと考えられる。下司補任権が鎌倉のみならず領家の側にも帰属している事実は、これが没官の対象にくみこまれていなかったことを示すであろう。建久図田帳には、一般の地頭職と没官領地頭職とが書きわけられているが、そこにみえる忠久の島津庄惣地頭職は没官領地頭職の扱いをうけていない。詳細な検討ははぶくが、この事実も、右のように考えることによって無理なく解釈出来るのである。^⑩

ところで問題は(C)である。頼朝は文治二年四月三日の袖判下文(C)によって、はじめて惟宗忠久の島津庄地頭職が鎌倉殿頼朝に一元的に帰属する事実を公言した。この下文が作成された背後事情は文中に「而今殿下依令相替給、雖無領家之定、至于忠久地頭之職者、全不可有相違」とある点に示されている。文治二年三月、近衛基通にかわって九条兼実が摂政の地位につき、殿下の交代があつて、島津庄領家大夫三位家(藤原成子)の地位が不安定になったのである。^⑪ 領家大夫三位房局成子は近衛基通の子息として一乗院へ入った實信の乳母であり、やがて彼女を通じて島津庄領家職が興福寺

一乗院領として伝領されていくのであるが、そうした後代のことはさておいて、基通・実信父子を通じて近衛家ときわめて親しい関係にあった成子の領家職が本家基通の失脚によって、この時期に一時退転しかけたことがわかるのである。¹²⁾

ここで頼朝は忠久の島津庄地頭職がたとえ領家職にいかなる交代がおころうとも、何ら変更をこうむるものでないことを宣言したのであった。そのような事態が到来した理由を頼朝は「諸国諸庄地頭成敗之条者、鎌倉進止也、仍件職、先日以_レ彼忠久_一令_レ補任_一畢」と述べている。石井進氏は石母田正氏の提言をうけてこの文言にいう頼朝の権限を地頭所職の補任権をふくまぬ、より広義の尋沙汰成敗権であったとするが、文治二年六月以降の事態からの推断をとまうそのような読み方にはなにかの無理がともなっていると思う。¹³⁾ さきの文治五年の九州地頭成敗権との対比でいえば、文治二年四月のこれは、国地頭制下における頼朝の諸国諸庄地頭成敗権の宣言にほかならないのである。

文治二年四月に頼朝は「仍件職、先日以_レ彼忠久_一令_レ補任_一畢」と述べているが、私はここにも見える件職を前年八月の(A)の袖判下文による忠久の下司職補任のことを指していると判断する。もちろん、文治元年十一月末の国地頭制発足の直後に、忠久をあらためて地頭職に補任しなおした可能性もないではないが、すくなくとも文治二年四月段階にいたるまで、島津庄における忠久の地位が本家領家の交替によって無効になる可能性が実際に存在したのであり、たとえそれがすでに地頭職にきりかえられていたにしても、実質上、領家・鎌倉相互補任による前年の下司職と大差ないものであったことだけは疑うことができない。つまり元暦二年(文治元)八月―十一月段階の領家・鎌倉による下司職の相互補任形式からの島津庄地頭職の脱却は文治元年十一月の国地頭制をへた上で文治二年四月の(C)の袖判下文によってはじめて実現されたとみなければならぬのである。

以上のようにみると元暦二年(文治元)八月―十一月段階の(A)(B)から、文治二年四月の(C)にいたる頼朝権限の歴史的 성격にはあきらかに一つの飛躍が存在するのである。(C)によってはじめて明確化する島津庄下司・地頭職問題への領家方介入権の否定は右にみたように頼朝の諸国諸庄地頭成敗権の主張によって裏づけられていた。そして、この頼朝権限が文治元

年一月の国地頭制の発足——そのもとで頼朝は諸国の荘公にわたる田地知行権・国衙勸農権、ならびに地頭之輩進退権を保持しようとしていた——によって実現された原則であったことはもはや説明を要しないであろう。^④この諸国諸庄地頭成敗権は文治二年六月に九州を除いて畿内近国三七ヶ国で放棄された。文治五年になって天野遠景がこれに地域的限定を付して「九州地頭者、鎌倉殿御成敗也」と述べたゆえんである。

文治二年六月の国地頭制停廃にもなつて、後に論及するように頼朝は九州においても、国地頭の称を廃止し、これを惣追捕使にあらためたと推定されるのであるが、それと同時に頼朝は九州における地頭成敗権の対象から国衙関係の所職を除外する措置をただちにとっている。国地頭制がかかえていた未解決の問題についての新たな措置であり、国地頭制の大きな修正である。すなわち、頼朝は同年閏七月に草野永平が筑後国の在国司・押領使両職への還補を望んださい帥中納言経房にあてて次のように申し送っている。

平家背_レ朝威_二企_レ謀叛、鎮西之輩大略雖_レ相_レ從彼逆徒、筑後国住人草野永平仰_レ朝威_二、致_レ無忒忠_二諒、仍筑後国在国司・押領使両職、為_レ本職_二之間、可_レ知行_二之由雖_レ申_レ之、如_レ此事、非_レ頼朝成敗候、御奉行之由承及候、有_レ御奏聞、可_レ充_レ給永平_二候、恐惶謹言

(文治二)
閏七月二日

頼朝

進上 帥中納言殿

つまり、草野永平はまず頼朝に対して、筑後国在国司・押領使両職への還補を望んだのであるが、頼朝はこれを「如_レ此事、非_レ頼朝成敗_二候」として、経房宛に王朝国家の適切な処置を望む右の拳状を送付したのである。このさい、筑後国の住人である草野永平がこのような国衙所職が頼朝成敗の外におかれているという点についての明確な認識をもっていたかどうかが問題であるが、すくなくとも、閏七月の右の処置によって、頼朝が九州においてもまた国衙所職への直接介入はこれを行わないとの原則を明示したことだけはたしかである。これは国地頭停廃措置が意味した頼朝の朝務・国務不介入

の政治原則が鎮西政策の内部においても、独自の形態をとって貫徹されていたことを示すものにほかならない。

実際のところ、鎮西の現地においては、この当時頼朝の権限と王朝国家の行政権とが混乱をまきおこしていた。たとえば肥前国河上社座主職は文治二年五月二四日院庁下文、同八月六日の宰府下文によって僧春勝の相伝所帯とされていたにもかかわらず、高木大夫宗家は鎌倉殿から賜ったと号して、妨害を続けたため、春勝はやむなく頼朝に訴え、その折紙をもらって再度これに安堵されている。文治三年五月二日の下文はこの間の事情を「右件職者、去年宗家背_レ院宣次第証文等、自_レ鎌倉殿_二号_一賜之由、暗致_レ妨之間、春勝今年令_レ言_二上子細_一於_レ鎌倉殿_二之処、不_レ被_レ成_二宗家_一之由、且見_二折紙_一」とのべ、かくして「可_レ早且依_二院宣_一、大府宣理、且任_二鎌倉殿折紙旨_一、永停_二止高木大夫宗家虚誕_一、以_二庄官僧春勝_一如_レ元補_二河上社座主職_一」を命じたのである。

頼朝の筑後国在国司・押領使両職への不介入の宣言はこのような流動的な政治情況のなかで発せられたのである。摂津国にあてられた文治三年九月一三日の北条時政奉書とともにこれもまた国地頭制停廃下における頼朝の対国衙政策における政治姿勢の明確化を意図した政治宣言であったと判断しうるであろう。¹⁴⁾

- ① 元徳元年一〇月五日鎮西下知状『大日本古文書島津家文書之一』、以下たんに『島津家文書』と記す、五五五号)
- ② 建久八年六月日薩摩国岡田帳写(『島津家文書之一』一六四号)に「日置庄三十町下司小野太郎家綱」とある。
- ③ 永原慶二『在家』の歴史的性格とその進化について(同『日本封建制成立過程の研究』所収)安田元久「西国の惣地頭について」(『史学雑誌』五九編二号、のち同『地頭及び地頭領主制の研究』所収)工藤敬一「九州の小地頭制とその所領」(『小葉田淳教授退官記念国史論集』所収)など、なお拙稿「地頭領主制と在家支配」(『日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』所収)をも参照。
- ④ 元徳二年一月日谷山覚信代教信重申状(九州史料叢書『薩藩旧記』雑録「前編卷十一 一一三八号)石井進「日本中世国家史の研究」三二五—三二八頁、石母田正「文治二年の守護地頭停止の史料について」(『中世の窓』三号)二四—二五頁、右で石井氏が指摘するとおり、石母田氏のほかに内田実、上横手雅敬両氏も文治元年に頼朝が庄郷地頭に關して得た権限は、平家没官領・謀叛人跡における地頭補任・成敗権、自余の庄公における地頭の輩に対する補任権をふくまぬ成敗権であったとする。私は後述するように文治二年六月以降になつてはじめて、畿内近国三七ヶ国において地頭職補任は没官領・謀叛人跡に限定されたが、東国・九州では以降も本領安堵の地頭が設置されていたと考える。
- ⑤ 『島津家文書之一』三号、元暦二年は八月一四日に文治の改元があ

った。これはその三日後であるが、文書そのものに疑うべき点はないと判断する。

⑦ 『島津家文書之二』二九八号。

⑧ 『島津家文書之二』五号。

⑨ 簡要類聚鈔第一。

⑩ 石井進氏は島津庄を平家没官領であったとするが、本文に述べたように疑問である。石井前掲書三一七頁。

⑪ 基通から兼実への撰政・氏長者更迭の事情については『大日本史料』四編之一、文治二年三月一二日条参照。

⑫ 簡要類聚鈔第一。

⑬ 石井進前掲書三二六—三二七頁、石母田正「鎌倉幕府一國地頭職の成立」(石母田・佐藤編『中世の法と國家』一〇八一—一一頁。両氏のように解釈すると、仍のところ、文脈を一度中断することになる。文治二年六月以降に現実化した地頭職補任の原則によって、本文を解釈すると両氏のようにならざるをえないが、私見ではこの文言は文治元年末から二年六月までの事態を示すとみるわけである。なお注5参照。

二 本領安堵地頭の設置

鎮西奉行天野遠景については、石井進・瀬野精一郎氏の詳細な研究^①が委細をつくしているが、最近、義江彰夫氏は従来の研究が鎮西奉行であるとして来た天野遠景が、九州全域を管轄した国地頭(九国地頭)にほかならないことを指摘したが、私もまたかつてそのような見解を述べたことがあった^②。以下において、私なりに、元暦二年三月二四日の平家滅亡による頼朝の九州接收策の一端を天野遠景とそれに先だつ千葉介常胤を通してみておきたい。これが九国地頭成敗権と密接にかかわる問題であることはいうまでもない。

(a) 千葉介常胤

照。

⑭ 拙稿「文治国地頭の三つの権限について」(前掲)。

⑮ 『吾妻鏡』文治二年閏七月二日条、なお同八月六日条をも参照。石井進氏は本文の頼朝書状、文治三年(一一八七)九月一三日の撰津園に関する北条時政奉書、建久三年(一一九二)正月一九日の周防国在庁官人大内介弘成(いずれも『吾妻鏡』同日条)などの例から、幕府の国衙在庁進退権が補任・改易権をふくまぬより広義の支配・命令の権利であったと述べる(石井前掲書一八〇—一八二頁)が、これがいずれも国地頭停廢の文治二年六月以降の史料である点に注意される。

⑯ 「河上神社文書」九六号(『佐賀県史料集成』古文書編第一卷)

⑰ 「河上神社文書」九八号(『佐賀県史料集成』古文書編第一卷)

⑱ 「河上神社文書」一〇一号(『佐賀県史料集成』古文書編第一卷)

⑲ 時政奉書についての私見は拙著『鎌倉幕府』(小学館日本の歴史9)一八七—一八八頁参照。なお、ここで不介入というのは王朝國家の直接管掌権を認めるということであって、頼朝が意見表明を行わないということではない。

元暦二年三月の平家滅亡直後における頼朝の鎮西政策の一端を示すものとして、石井進氏が指摘しているように「衿寝文書」所収の断簡が示す三通の文書をあげることが出来る。^③

一通正 鎮西守護人千葉介外題元暦二年五月日

状云、《如「解状」者、証文等明白也、任「相伝」令「領掌之」云々

一通正 大宰府下文同年六月五日

状云、《下 大隅国雜掌、可「任」相伝「領掌」藤原重弘・重信訴申衿寝院南俣田島山野等事、副下先証文等、右彼解状僞、『右件南俣者、重信之伯父藤原高平以「相伝」文書、令「領知」之間、為「在」于清房・近清等、巧「無」道、彼高平并舎兄重妙重弘親父也等令「殺害」之、委重弘勅「由緒」令「訴申」之日、任「道理」可「領掌」之由、重野（船之）「御」下文、令「領知」之処、伺「重弘・重信京上」之際、件清房指不「蒙」上宣「令」押領知、彼清房者、平家之与力之人麿嶋郡司有平止令「同意」天、宣旨之御使時遠於散々止射動、又其從類等切「頸畢」、仍時遠、清房於擲取天切「頸畢」、重信者源家之御方也、雖「無」縦文書、盡無「差別」乎、於「于」今「者」、指無「相論」輩、何況有「証文限」、重賜御下文「者」、弥存「正理」之實、猶仰「旧理」之直事、仍勸「状言」上如「件」、以「解」者、如「解状」者、証文等明白也、任「相伝」上「領掌」状如「件」云々

一通正 國施行同年六月日

状云、《下 大隅国雜掌、可「任」相伝「領掌」藤原重弘・重信等（以下欠）》

すなわち右の三通は元暦二年五月―六月段階で大隅国衿寝院南俣の田島山野等が「源家之御方」である藤原重弘・重信兩人に対して安堵されたことを示すとともに、そこに頼朝の部将千葉介常胤の外題安堵が行われたことを示している。千葉介常胤の外題が付せられたという解状は同年六月五日大宰府下文が引用する重弘・重信兩人の解状であったにちがいない。また千葉介外題に付せられた元暦二年五月日の日付は外題そのものの日付とみるより、他の例からおして、右の解状の日付とみなしうるであろう^④。以上の点を勘案しながら兩人所領の安堵手続きを復原するとほぼ次のようになる。

(1)元暦二年五月日重弘・重信解状↓(2)鎮西守護人千葉介常胤外題安堵↓(3)同年六月五日大宰府安堵下文↓(4)同六月日大

隅国施行

(1)に付した日付があるいは(2)の日付だったかもしれない、また(3)の下文が文書の伝達形式上(2)の千葉介の外題安堵を直接うけていたかどうか多少の疑念が残るかもしれないが、内乱直後という一般情況を考へても、また源氏の味方を登用している文書の内容からみても(3)の大宰府下文が実質上(2)の千葉介常胤の意向をうけて出されたことは疑いの余地を残さないであらう。

すなわち、平家滅亡直後の段階で、千葉介常胤は大宰府管内の大隅国祢寝院の所領について、当事者の解状をうけて、実質上大宰府の裁定を左右するような外題安堵をおこなっており、後世の相論文書がこのような常胤の任務を「鎮西守護人」と呼んだような役割りを果していたことがわかる。^⑤

千葉介常胤の時期の鎮西現地の幕府側統轄者は源範頼であったが、これに代って、同年七月二十八日以降鎌倉殿御使中原久経・藤原国平兩人が院庁下文をえて鎮西に下向する。そして、このときの院庁下文は「謀叛之輩追討之後、諸国諸庄、任_レ旧国司領家可_レ知行_ニ之_レ処、面々武士各々押領、不能_レ成敗_ニ之_レ由、依_レ有_ニ其_レ聞、国司行_ニ国務、庄家行_ニ庄務、永停_ニ止新儀、可_レ守_ニ先規_ニ之_レ由」を命じていた。ここには鎮西諸国諸庄の国司・領家による知行の原則がうたわれている。同年一月、鎮西の調庸租稅年貢雜物の沙汰をするはずであった九国地頭源義経が没落したあとに天野遠景が登場することになる。

(b) 天野遠景

近年、その特異な記述によって注目をあびつつある『延慶本平家物語』は天野遠景が文治年間に「鎮西九国之地頭」として現地へ下向したという注目すべき記述を残している。

今ノ平家滅給テ後、文治之比、伊豆藤内補^{天野遠景}鎮西九国之地頭ニ下リタルケルニ、其郎從ノ中ニ一人下郎、無法ニ安楽寺へ乱レ入テ、願ノ梅ヲ切テ宿所へ持行テ薪トス^⑥

伊豆藤内天野遠景が九国の国地頭であったというのは最近の義江彰夫氏の説であるが、右の『延慶本平家物語』の記述は

義江説との関連においても見逃しえないところである。すでに述べたように私も義江氏と同様、従来の研究がもっぱら鎮西奉行として追求して来た遠景の実像は、これを国地頭として位置づけなおすことによって、その歴史的品格がかなり明確にされると考えている。

ところで、石井進氏の研究以来、鎮西現地へ下向した天野遠景の現地支配のための下文形式の文書が現在まで文治二年六月から同五年七月にかけて七通指摘されている。いま年代順にこれを記すと、(A)文治二年六月二十七日下文(上妻文書)、(B)同二年九月二十七日下文(龍造寺文書)、(C)同三年六月一七日下文(曾根崎元一文書)、(D)同三年一〇月七日下文(宇佐到津文書)、(E)同三年一二月三日下午文(平河文書)、(F)同四年三月一三日下午文(肥前国分寺文書)、(G)同五年七月一九日下午文(島津家文書)となる。この七通は以下にみるように四類型にわけることが可能である。この四類型は遠景の権限を基準にして、鎮西における鎌倉初期の幕府関係文書群を理解する上で一つのよりどころを提供するように思われるので、以下順番に検討しながら遠景を通じて実施された頼朝の鎮西政策をみてみたい。第一型に属するのは右のうち(A)(B)(C)であり、第二型が(E)、第三型が(D)、第四型が(G)である。

〔第一型式〕

第一型式の基本は次のようなものである。

下某

可任鎌倉殿御下文旨……………事

右、去某月某日御下文、某月某日到來傳、……………

……………者、任御下文旨、可令知行之状如件

文治某年某月某日

大典大原

大監惟宗朝臣在判

藤原在判

この型式の遠景下文は二人の大宰府官を従えた遠景が鎌倉殿頼朝の命令をそのまま現地へ伝達する形式のもので、そこには鎌倉から到来した下文が発給された日付、鎮西へ到来した日付、さらに下文文言の引用がある。この型式でみるかぎり、遠景は頼朝の命令を現地へ機械的に伝達するのみで、ここには遠景自身の独自の判断が入りこむ余地はない。遠景は頼朝の命令の律義で忠実な執行官としてあらわれる。

この型式で執行された頼朝の命令はいかなる内容のものであったろうか。次にかかげる遠景下文のうち《》でくくった鎌倉殿下文の文言に注目しながら、その事情を検討したい。

(A) (下脱)
□ 藤原家宗

□ (可カ) 任 鎌倉殿御下文旨、令 知行 所領等事

今弘 光友 地久志 豊福 多久万田 北田 境田 岩崎 瀬高下庄内高尾郷 久万天年 国分 □々々木

副下 彼御下文

(右去五カ)
□ □ 月六日御下文同六月 □ □ 日到來備、《右件拾式簡所者、家宗為 地頭職 令 知行 之由所 申也、令 知行 彼職、於 有限官物雜

事者、任 先例 (無) □ □ 懈怠、可 弁 進本所 之状如 件、以下 者、任 御下文旨、可 令 知行 之状如 件、

文治二年六月廿七日

大典大原

大監惟宗朝臣在判

藤原在判

(B) 下 肥前國小津東郷内籠造寺村田畠住人

可 任 鎌倉殿御下文旨、以 藤原季家 為 地頭 事

右、去八月九日御下文今日到來備、《件所者、依 相伝之由緒、給 府宣 令 沙汰 之処、為 神埼郡住人海六大夫重実 被 妨之云々、爰季家者不 属 平家之謀反、仰 朝威 致 忠勤 畢、重実者為 平家方人、益 企 謀反、已 重科也、就 中不 入 鎌倉殿見参 之条、是則

心中猶思平家逆徒事之故歟、結構之旨甚以奇恠也、然者、永停止重実之妨、以季家可令為地頭職、但於有限年貢所當者、用本所之下知、任先例無懈怠、可致其勤之状如件、以下者、任御下文之旨、可為地頭之状如件

文治二年九月廿七日

權大丞中原在判

大監惟宗朝臣在判

藤原在判

(C)下 平通隆

可任鎌倉殿御下文、停止備後權守高経非論、為地頭令知行肥前國基肆郡内曾根崎并堺別府行武名事

右、去五月九日御下文今日到來傳、《右件所々高経与通隆依致相論、勸決兩方理非之處、通隆已抱道理、早為地頭可令安堵、但於有限所當年貢者、從本所之下知、任先例、可致其沙汰、抑此所々為平家領之由、載通隆之証文、宜然者擬没官可令進止之状如件、住人等宜承知、依件用之、以下者、任御下文停止高経之非論、為地頭可令知行之状如件

文治三年六月十七日

權大典紀

大監惟宗朝臣在判

藤原在判

(F)下 肥前國々分寺住人

可任鎌倉殿御下文旨、以藤原季永為當寺地頭職事

右、文治三年九月十六日御下文今日到來傳《補任地頭職事、藤原季永、右件職當時無相違云々、早可令執行彼職、但於有限年貢雜事者、隨領家領所之進止、任先例可令勤仕之状如件、以下者、任鎌倉殿御下文旨可為地頭職之状如件

文治四年三月十三日

權大典中原(花押影)

大監惟宗朝臣(花押影)

藤原(花押影)

右の(A)(B)(C)四通で示した鎌倉殿下文にはいくつかの共通点が指摘できる。

- (1) 右は所領所職の安堵ないし補任であるが、その所職はいずれも地頭ないし地頭職と表現されている。
- (2) 右の地頭職はいずれも本領安堵の地頭職になっている。すなわち(B)はこれをもっとも明瞭に示しており、地頭藤原季家は「依_二相伝之由緒、給_二府宣、令_二沙汰_一」ていたと記されている。また(A)は鎌倉殿下文が「家宗為_二地頭職_一令_二知行_一之由、所_二申也_一」と述べており、家宗自身が地頭職として現に知行していると主張したことがわかる。(F)も同様であって、「件職、当時無_二相違_一云々」という文言はここが藤原季永の本領の地であったことを示すであろう。さらに(C)は備後権守高経の非論をしりぞけて、平通隆を地頭に安堵するというのであるから、この地が通隆の本領であったことは他の事例とまったく同様である。ただし通隆提出の証文によるとここは平家領だったとされており、通隆はこれを没官領に擬して進止することになっている。平家の時代に高経がここを領有しており、これが没官されてあらためて平通隆に給与されたことが明らかであって、彼は本領安堵の没官領地頭という形をとったのである。
- (3) さらに特徴的なことはいずれの場合にあっても「本所之下知」「領家預所之進止」に従って「有限官物雑事」「有限年貢雑事」を本所、領家へ納入すべきことを頼朝が命じた点である。ここに頼朝政権下における本領安堵地頭の対荘園領主関係における位置づけをみるができる。
- (4) 最後に地頭職安堵が行われた事情であるが、一二世紀末の内乱状況を反映して、所領をめぐる深刻な係争が背景になった事例が多い。(B)の神埼郡住人海六大夫重実、(C)の備後権守高経の兩人はいずれも右の抗争に敗れた側として名をとどめている。

以上みたように、第一形式による鎌倉殿下文↓遠景施行(下文)にみえるものは、文治年間の鎮西における本領安堵の地頭職設定によって占められている。これらの本領安堵地頭職は平家一門の劇的な没落にともなう在地豪族間の係争を背景

にして本領主の申請にもとずいて設置された例が多かったのである。

現存の遠景下文第一型式から知りうるところの右のような分析結果は『吾妻鏡』の記述によっても、これを裏づけることができる。

鎮西宇佐宮神官并御家人等多以浴二品御恩、或新給、或本領云々、仍其所々可令施行彼輩之旨、所被仰遺遠景之許也(文治三年二月二〇日条)

鎮西守護人天野藤内遠景申云、浴恩沢当所住人等事、任御下文之旨、去八月十八日加施行畢云々(文治三年一月五日条)

宇佐宮の神官については後述するとして、頼朝の御恩に浴した御家人等が「当所住人等」に鎮西御家人であったこと、安堵の対象になった所領が新給もあり本領も存したこと、遠景がこれを施行したことなどがわかる。『吾妻鏡』に明記されていないが、このときの所職が多く地頭職とよばれるものであったことは右の分析にてらして明らかであろう。すでに瀬野氏が指摘されているとおり頼朝は遠景を通して鎮西における本領安堵地頭の創設を文治年間に強行していったのである。⑧

なお遠景施行の明徴をかくとはいえ、右にあげたもののほかに鎮西における本領安堵地頭をいくつかひろうことができ。ここでこれまで述べたものをふくめて、こうした本領安堵地頭の事例を列挙しておこう。

年月日	地頭	所領	出典
① 文治2・1・20	(田部太子)	豊前国吉富貞富多布原村	末久文書(建保5・1・22)
② 2・5・6	藤原家宗	(筑後)今弘・光友・地久志部・豊福・多久万 田・北田・境田・岩崎□・瀬高下庄内高尾郷 ・久万天年・園分・□々木	上妻文書 ②一一九号
③ 2・5・6	吉田家職	(筑後)上妻庄内浦原・次郎丸	室園文書 ④八一号
④ 2・8・4	藤原宗家	肥前国深溝北郷内甘南備峯	高城寺文書 ④一五一号

⑤	◇ 2・8・9	藤原季家	肥前国小津東郷内龍造寺村	龍造寺家文書 ⑦一七九号
⑥	◇ 3・3・13		大隅国福寝院南候院	福寝文書 39号③三四〇〇号
⑦	◇ 3・5・9	平 通隆	肥前国基肆郡内曾禰崎并界別府行武名	曾禰崎元一文書 ⑦二四〇号
⑧	◇ 3・9・16	藤原季永	肥前国国分寺	国分寺文書 ⑦三一八号
⑨	◇ 4・3・8	松浦 連	肥前国宇野御厨内小値賀嶋	青方文書 ④四五号
	(建久3・5・7)	◇	◇ (関東御教書)	◇
⑩	建久3・6・2	山代 圃	(肥前)宇野御厨内山代浦	山代文書 建久3・6・2
⑪	建久4・6・19	上妻 家宗	(上妻庄内)今弘・光友・地久志部・豊福・多 久万田・久米・北田境田七ヶ所	上妻文書 ④一八号
⑫	◇ 7・7・12	尋 覚	(肥前)宇野御厨内小値賀嶋	青方文書 ④三号
⑬	◇ 8・11・7	(吉田)家 職	(筑後)浦原	室園文書 ②六九九八号

備考 ②⑤⑦⑧は遠景施行あり。⑨は『鎌倉遺文』、⑩は『鎌倉幕府裁許状集』上を示す。

〔第二型式〕

第二型式は第一型の変型とでもいうべきもので第一型の鎌倉殿下文が平盛時奉書(頼朝御教書)に入れ変わったものである。現存のものとしては弘安六年七月三日関東下知状案に引用された文治三年一二月三日の遠景下文(㉑)が唯一の残存例である。爰如_レ良貞等所進、遣_レ于_レ遠景_二盛時六月十六日付文治三年_一奉書案_上者_レ〔平河三郎師高謀反、勝_レ他人_二之由有_レ其聞_一、然而寃罪程、給_レ暇天所_二下遣_一也、早可_二安堵_一之由、可_レ下知_レ也〕云々所詮、如_レ同所進遠景同年十二月状案_上者、〔下_レ球磨御領、可_レ早任_二御教書_一、被_レ安_レ堵平河三郎身事、右去六月十六日御教書今月三日到来、子細云々者、早任_レ状如_レ本可_レ令_二安堵_一〕云々所詮

右のうち(イ)の《》の文章は文治三年六月一六日の遠景宛盛時奉書の文言の引用であり、また(ロ)の《》はこれをうけた同年一二月三日の遠景の施行、すなわち(㉑)の文言である。この二通の文書からして第二型式の遠景下文はほぼ次

のごとく復原されうるであらう。

下 某

可_下早任_二御教書………事

右、去某月某日御教書某月某日到來_一簡………

者、早任_レ状、如_レ本可_レ令_二安堵_一之状如_レ件

文治某年某月某日

大典大原

大監惟宗朝臣在判

藤原在判

右のうち [] 内は便宜上、第一型を参照しながらこれをおぎなつたものである。

さて、第二型式の唯一の残存例(E)の盛時奉書↓遠景施行の内容は肥後国球磨御領における平河三郎師高(隆)の身を安堵したものである。このとき師高は謀反の嫌疑がはれて暇を給つたとある。「給_レ暇天所_二下遣_一也」とあるからには師高が身柄を拘束されたうえ、おそらくは鎌倉で取調べをうけていたにちがいないのである。

ところで、弘安年間の争いは右の安堵が所領安堵を意味したか否かの相論であった。このとき師高の系譜につながる平河道照は(E)の盛時奉書・遠景下文を副進文書として提出し次のように記した。

副進^⑨

一通 右大将家御下文文治三年六月十六日
師隆可_レ令_二安堵本領事

一通 遠景施行状同年十二月三日

平河道照は盛時奉書(頼朝御教書)を本領安堵の下文であると称したわけである。しかしながら、道照の主張は相手方から

「師隆所_レ給文治三年并遠景施行之御下文、師隆其身御免許也」とか「師隆所_レ給文治御下文者、限_二其身暇、非_三所領安堵之儀」との批判を浴びている。(E)の盛時奉書↓遠景下文が実質上、平河師高に対してその本領球磨御領を安堵したものであった点は認めねばならぬとしても、本来の内容を蔽密に言えば、遠景施行が正しく表現するように安堵の対象はあくまでも「平河三郎身」なのであって、師高の本領である球磨御領という所領ではなかったのである。第一型式と第二型式の軽重の差はおのずから明らかであろう。

なお『薩藩旧記雜録』所収の次の盛時奉書は郡司職安堵が第二形式でおこなわれることを推測させるであろう。

頼朝判

薩摩国かこしまの藤内康友へ、奥州へ御共して給_レ暇、所_レ令_二帰国_一也、かつ_レかこしまの郡司職、もとより知行さうめなきよし申、

可_レ存_二其旨_一、依_二仰旨_一、如_レ此、仍執達如_レ件

文治五年
十一月廿四日

盛時奉

伊豆藤内殿^⑩

〔第三型式〕

遠景下文の第三型式は第一、二型とことなつて鎌倉殿頼朝の下文・御教書の施行形式をとることなく、むしろ遠景が直接に鎮西の権門勢家支配を保証した文書であったと考えられるもので、その残存例は(D)である。

(D)下 宇佐宮社僧神官等所

副本家御下知文一通

□ □ 不勤、無妨於所職 □ □ 寺家 □ □ 之状如件

文治三年六月十七日

權大典中原有判

大監惟宗朝臣判

(D)は欠損部分が多く全体の意味・形式ともにとらえにくいのが残念であるが、ただ副下した文書が本家の下知文のみであったことだけは読みとりうるから第一・二形式とはことなっている。前掲『吾妻鏡』の記事によると、宇佐宮神官等は鎮西御家人等とともに、頼朝の御恩によって本領・新給の安堵をさすけられていた。『吾妻鏡』の記述を信用するかぎり、宇佐宮そのものが頼朝の進退権のもとに包摂されていたにちがいがなく、そこに第一型式による遠景施行下文が発給されていたと考えられるのであるが、右の(D)はこの事例にあてはまらない。むしろこの遠景下文は次の第四型式に近く、宇佐宮本家の意をうけた遠景が本家の荘園制的支配を安堵保証したものと考えられるであろう。右にみえる「無妨於所職」の文言は右の下文が宇佐宮社僧神官等が帯した所職の妨害排除に安堵に関係したものであったことを推定させる。

以上のように解しうるならば、この第三型式は九国地頭天野遠景が九州で実施した権門・寺社領への特有の介入形式を示しており、さきにもた千葉介常胤の外題安堵の系譜をひいていって考えられる。

〔第四型式〕

遠景下文の第四型式は元徳元年一〇月五日の鎮西下知状が引用する文治五年七月一九日の下文にみえるものである。内容についてはさきにふれたところであるが、下知状に引用されたところから下文の原形を出来るかぎり復原すると次のようになる。^①

(G)下 薩摩国日置庄

当庄地頭大江家綱訴申、万陽房覺弁不_レ帶_二紙状_一、恣相_二語新田宮神人等_一、令_レ追_二出庄内_一事

右、家綱相伝譜代所知、横依_二望申_一、不_レ決_二子細_一成_二与下文於新田宮執印_一哉、先馬允宗信中宮政所等、又相_二具神人_一、被_レ追出_一、難_レ堪_二愁状_一者、九州地頭者鎌倉殿御成敗也、何不_レ帶_二彼御下知_一、相_二語神人_一、可_レ追_二出重代地頭_一哉、早令_二安堵_一、於_二有限本所年貢等_一者、任_二先例_一可_レ令_二勸濟_一(以下欠)

文治五年七月十九日

署判の形式、書止文言などは残念ながら分明でない。しかしこれが文治五年七月一九日の遠景下文であることは右の鎮西下知状によって知られる。さきにふれたようにこれは薩摩国日置庄地頭大江家綱の訴えをうけた遠景が万陽房覚弁による新田宮神人を動員しての家綱所領の押領を禁止したもので、形式的な完全さにおいて欠けるところがあるかもしれないが、明白に一箇の裁許状の形式をとっている。判決部分の冒頭には「九州地頭者鎌倉殿御成敗也」という遠景の文言があって、鎮西における九国地頭遠景の右のような裁判権行使が頼朝の九州地頭成敗権を背景にしたものであったことがわかる。すなわち第四型式の下文において遠景は頼朝の權威を背景にしつつ、その裁判権を行使し、もっとも独自に鎮西支配の貫徹をめざしていたのである。

以上、遠景の鎮西支配は第一型式における本領安堵地頭の創設、第二型式におけるその補完という頼朝政策そのものの忠実な実施にとどまらず、頼朝の意向にそいながらも、現地で独自に行使されるところの本家の意をうけての莊園支配への実質的な保証(第三型式)、さらに裁判権行使(第四型式)さえをも現実にともなっていたことが明らかなのである。

このような遠景のことを『吾妻鏡』は「鎮西九国奉行人」「鎮西守護人」「鎮西奉行人」などと呼んでいて、その呼称が一定しない^⑩。この場合、「鎮西奉行」という制度的に完備された正式な職掌名が存在したとみるより、「奉行人」という通用句が鎮西九国という地域的限定を付して慣用的に使用されていたとみる方が、名称そのもののバラツキをよく理解しうるであろう。さきにみたように千葉常胤ですら「鎮西守護人」と呼ばれたのである。頼朝の分身として、鎮西九国を奉行し守護することが遠景に与えられた任務であったにちがいない。この遠景が鎮西の地へ登場するのが文治元年末ないし二年のはじめである^⑪。時はあたかも国地頭制施行の時期に合致する。遠景をにおいて外に、この時期に九国地頭としての権限を行使しうべき頼朝の部将は存しないのであって、慣用的に使用されている鎮西奉行というのは歴史的内容に即していえばすくなくともその初期の段階においては九国地頭の別称にほかならなかったのである。

① 石井進前掲書九三一〇六頁、瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』五一七七頁。とくに研究史は同二二二七頁を参照。

② 義江彰夫『國地頭職の沿革』(『史学雑誌』八六編七号)、一七一—一八頁、前掲拙著『鎌倉幕府』一八五頁。

③ 九州史料叢書『禰寝文書』二二二号、千葉介外題については石井前掲書一〇七頁注2に簡潔で正確な位置づけがなされている。ただ大宰府下文に千葉介の袖判があったとまで考える必要はないのではなからうか。なお江平望『禰寝文書建部清忠解状について』(同『鹿児島県中世史料考証』所収二一九頁)はこの断簡が建保五年正月日問注所勘状の一部であるとす。

④ たといえば、この時期の幕府関係の外題安堵はいずれも日付を付していない。『鎌倉遺文』三三三、三五、四四号など。

⑤ 『吾妻鏡』文治元年八月一三日条。もっとも、千葉介の外題が、大宰府下文をうけたものであったかもしれぬが、そうであれば、千葉介が大宰府の意向を最終的に保証していたことになる。この点については後考にまきたい。

⑥ 『応永書写延慶本平家物語』四「安楽寺由来事付靈験無雙事」(百

三 惣地頭の二類型

天野遠景が九国地頭だったことが認められるならば、次の問題は九国地頭遠景と鎮西管内におかれた一般地頭(とくに惣地頭)との関係はどのようなものであったかということになる。ところで九州の惣地頭は所領の下地進止権を一般に掌握していないといわれて来たが、なかには阿蘇社における北条氏のように現地を強力に把握したものがいたと判断される。ここでは前者の例として島津庄地頭島津忠久をあげ、ついで北条時政の阿蘇社領支配の特徴と比較してみたい。

(a) 島津忠久

帝社刊)

⑦ 石井進前掲書九五頁、ならびに一〇九頁注10、(A) 上妻文書

(B) 龍造寺家文書一号一 (C) 大分諸家文書曾禰崎元一文書一

一 二『大分県史料』(9) (D) 宇佐津文書二二二号 (E) 平河文書

四号『熊本県史料』中世篇第三 (F) 肥前国国分寺文書

(G) 『島津家文書之一』五五五号

⑧ 瀬野精一郎前掲書六一八頁。

⑨ 平河文書五号(『熊本県史料』中世篇第三)

⑩ 国分平二郎文書(『薩摩旧記雜錄』卷二)『鎌倉遺文』四一四号、なお瀬野精一郎前掲書八頁。

⑪ 原文は下文の第一行目を「薩摩國日置庄下」とするが、別の箇所で「次如_レ文治五年遠景下文者、下薩摩國日置庄云々」とあるによって訂正する。

⑫ 『吾妻鏡』文治二年二月一〇日条、同三年一月五日条、建久二年正月一五日条

⑬ 佐藤進一前掲書二五九—二六〇頁

元暦二年から文治二年へかけて、島津忠久が島津庄下司職から地頭職に補任されたころ、南九州の地は内乱の余波がうずまいており、新政権に反抗的な在地豪族層が横行していた。^①頼朝は最初天野遠景を派遣して、これを鎮圧しようとしたが、現地武士団の組織化は容易に進展せず、南九州における施策の重点を漸次忠久に移していったようである。^②

島津庄惣地頭としての忠久の権限画定はまず文治二年八月三日頼朝袖判下文による千葉常胤の同庄寄郡五ヶ郡郡司職との関係調整からはじまる。同下文によると、島津庄寄郡のうち五ヶ郡の郡司職に常胤が補任されており、現地へは常胤の代官として字紀太清遠が派遣されていた。忠久は島津庄惣地頭なのであるから、この五ヶ郡で当然、忠久・常胤の権限が重なりあうことになる。下文によると「件清遠、狼乱_二入庄家_一、致_二種々非法苛法狼藉_一」と記されているから、文治二年春以来のこの五ヶ郡における庄務（郡務）が実際に清遠によって主導されようとしていたことがうかがえよう。常胤は頼朝側近の有力御家人である。頼朝としては、この争いをどのようにでも処理することができたはずである。もし常胤側に庄務を統べさすつもりならば五ヶ郡に別納の下文を発給すればそれごとたりたわけである。だが頼朝はここで忠久を登用することにきめた。「右当御庄寄郡五箇郡者、以_二常胤_一、令_レ補_二郡司職_一了、而守_二其職_一許、可_レ随_二国司_一下知_二之_一処、件清遠狼乱_二入庄家_一、……不_レ及_二預所并地頭等沙汰_一之由、有_二其聞_一、事实者、清遠之所行、甚_二以奇恠也_一、以_二郡司職_一、何_レ可_レ打_二妨預所地頭之下_一知_二哉_一」と下文は述べたのである。ここでは常胤の五ヶ郡郡司職には現地の庄務（郡務）を統べる独自の権限を帰属させないという頼朝の方針が示されていた。

つづいて文治三年五月三日の頼朝袖判下文は大秦元光に薩摩国牛屎院の郡司弁済使職を安堵したものであるが、同下文の文言によると「右件所相伝知行至_二于去年_一云々、而小城八郎重道依_レ申_レ有_二証拠_一、仰_二嶋津庄惣地頭惟宗忠久_一、左_二兵衛尉_一、宛_二給郡司弁済使_一了」とある。小城八郎重道が一度安堵をうけたのであるが、大秦元光の訴えによって、あらためて元光が還補されたのである。ここで注目されるのは文治二、三年頃に頼朝が島津庄寄郡薩摩国牛屎院の郡司弁済使職を島津忠久を通じて安堵していたという事実である。すなわち、これを肥前あたりに多い天野遠景の下文による本領安堵にくらべる

と、これが地頭職安堵の形式をとっていないことに気づくであろう。^⑤

次に同じく文治三年九月九日の袖判下文^⑥によって頼朝は庄目代忠久をあらたに押領使に任命するとともに、島津庄内における遠景の検断権行使を排除するにいたった。ところでこの下文は遠景の行為を「右、号_ニ惣追捕使遠景之下知_一、放_ニ入使者_一、宛_ニ陵庄家_一之由、有_ニ其聞_一」と記している。ここで遠景が「惣追捕使」と記されていることが注目される。遠景に付せられた惣追捕使の肩書きは頼朝袖判のある下文の記載であるから、後の編纂物の記事より信憑性にとむことはいうまでもない。私は国地頭制が停廃されなかったかにみえる九州においても、これ以後国地頭の語が用いられた痕跡が殆んどないという事実から、文治二年六月の畿内近国三七ヶ国における国地頭制停廃とともに、九州においてもまた国地頭の呼称が停止され、右の三七ヶ国とあわせて、九州なりの国地頭制から惣追捕使(守護人)制への切りかえが進行したのだと判断している。もちろん、九州においてはこの切りかえが、意識的に中途半端で不徹底なものにされていたのである。

さて、頼朝は文治三年九月に鎮西惣追捕使天野遠景使者の島津庄への入部を停止し、あらたに庄目代忠久を同庄押領使に任命して庄内の検断権を統轄させた。つまり、この時点にいたるまで、島津庄惣地頭忠久の地頭権限のなかには、鎮西惣追捕使(国地頭)遠景の庄内検断権の排除は自明の原理としてはくみこまれていないのである。この時点における南九州政策の中心に忠久を登用し、島津庄内での忠久の職権を確定しようとする頼朝の方針を読みとることができよう。

南九州を遠景の直接管轄から切りはなし、ここに独自の地域政策を実施しようとする頼朝の意向は、年未詳ながらこの前後のものとして推測されている一通の盛時奉書(遠景宛)にもあらわれている。^⑦この奉書によると大宰府が先例を無視して、島津庄内の唐船着岸物を押取るという行為におよんだため、この庄園における対外貿易を直接管轄していた庄官たちが解状をもって近衛家に訴え出たため、近衛家から庄官等の解状を副えて頼朝に対して善処方を要望、頼朝はこれをうけて、(盛時奉書をもって伊豆藤内(遠景)宛に「早停_ニ止新儀_一、如_ニ元可_一令_レ付_ニ庄家_一也」と通達したのであった。

広大な面積をもちながらシラス台地におおわれ、畑作生産が優位を占めるこの島津庄において、天然の良港坊ノ津を中

心とする対外貿易の管轄は平安時代以来島津庄の庄家を中心とする現地庄官たちにとって重要な経済活動の一環だったにちがいない。天野遠景は大宰府の名によって、島津庄内における貿易管理権を吸収し、鎮西における大宰府の貿易独占をばかり、権門貿易を否定するうごきを示したのである。頼朝は遠景がからんだこの方向を否定し、近衛家―島津忠久を主軸とする権門貿易を認定しようとしていたのである。

南九州における御家人編成がようやく軌道にのりはじめたのは文治五年七月―九月にかけての頼朝の奥州出兵を契機にしていたらしい。すでに同年二月九日の頼朝袖判下文は島津庄地頭忠久に対し、庄官等を召進すべきことを命じていた。とくにこの下文は「右件庄官之中、足_ニ武器_ニ之輩、帯_ニ兵杖_ニ、来_ニ七月十日以前_ニ、可_レ参_ニ着_ニ関東_ニ也、且為_レ入_ニ見_ニ参_ニ、各可_レ存_ニ忠節_ニ」と述べている。頼朝軍勢の鎌倉出立は七月一八、一九両日であった。頼朝はすでに五ヶ月以前に奥州出兵の日程をくみあげており、この計画に応じて南九州島津庄の庄官に対して、七月一〇日以前の関東参着を命じ、その上で「見参」の儀をとりおこなおうとしていたのである。『島津家文書』のなかに七月一〇日付の忠久宛盛時奉書がある。この奉書は、島津庄々官等が惣地頭忠久の下知にしたがわないことを非難し、このような庄官等の企を奇怪としつつ、対捍の輩を注申せよと命じている。偶然かもしれないが、これが庄官等の関東参着日と同じ七月一〇日の日付をもつことは、奉書がいう対捍というのが庄官等の奥州への出兵拒否にあったことを推測させるものがある。奥州出兵は南九州における御家人組織確立へのスプリング・ボードとしても計画的に実施にうつされたのであった。

奥入合戦の勝利の後文治五年一〇月三日に頼朝は盛時奉書をもって、島津庄の日置北郷弁濟使職を奥入御共奉公の北郷兼秀に安堵させるよう忠久に指示した。ただし、「これには子細を不_レ知候之間、……申所相違なくハ」という条件が付せられていた。忠久はこの指示にしたがって同年十一月、兼秀を北郷弁濟使職に補任している。

下 島津御庄政所^⑩

補任 北郷弁濟使職事

日置兼秀

右以レ人、依二今度奥入御共之奉公、所補任彼職一也、御庄官等宜承知、更不レ可違失之状、如レ件、以下

文治五年十一月 日

前左兵衛尉惟宗御判

やがて建久八年二月三日、忠久は大隅・薩摩両国の家人奉行人(守護人)に補任される。鎮西における確認されるかぎりでの最初の国別守護である。両国の家人等を催して内裏大番を勤め、人身売買を停止し、殺害已下の狼藉を停止して国中を守護することを命じたこのときの前右大将家政所下文は忠久に対して、「可早為大隅薩摩両国家人奉行人、致沙汰」といい、家人等に対しては「不レ可對捍奉行人之下知」といつている。頼朝は忠久の地位を両国の「家人奉行人」として把握していたのである。忠久は両国の家人等を催して内裏大番を勤め、人身売買ならびに殺害以下の狼藉を禁止して、もって国中を守護することを任務としたのである。鎮西九国奉行(国地頭―惣追捕使)天野遠景がかって把握していた広範な権限のある部分を引きつぎながら、ここに両国における御家人組織の確立の上により、その統轄者という限定された権限の上に立つ両国守護島津忠久が誕生したのである。

(b) 北条時政

島津庄惣地頭忠久がまだ大隅薩摩両国家人奉行人(守護)に登用される以前の建久六年はじめに、北条時政の阿蘇社領支配の開始があきらかになり、以後、鎌倉時代を通じて阿蘇社は北条氏の所領として存続する。

承久二年七月二日にこの地を時政から継承していた北条義時は阿蘇社領内の色見・山鳥について「色見・山鳥事、度々蒙レ仰候了、於レ今者所令レ去進地頭職一候也」と述べ、のちに北条泰時もまた「阿蘇社領色見・山間事、於レ地頭職一者、故陸奥入道進候歟」と述べた。地頭職の去進によって、この地は守護・地頭の干与しないところとなったのである。建治元年の成阿書状はこれを「色見・山鳥ハ地頭職ヲ右京権大夫義時、故西宮入道とのにさりまいらせたる所にて、他人す

こ地頭むかしよりいろハぬ所にて、尼公一人女房などの知行しやすき所に候」と述べている。

また建仁三年三月、北条時政は袖判下文をもって宇治惟次を阿蘇岩坂郷の預所代職に補任したが、そのさい「但於地頭代職者、故七郎惟時子息沙汰也」との但し書きをつけている。^⑤時政が阿蘇岩坂郷の預所職をもつとともに地頭そのものでもあったことを推測させるであろう。

阿蘇社領の一部を構成していた右の各所領の事例をもとに、私は時政が建久六年初頭ないしそれをあまりさかのぼらぬ時期に阿蘇社領を統轄する地頭職(惣地頭)に補任されたと推測するものである。預所職は地頭としてこの地にのぞんだ時政と領家との間でやがて時政の手に入ったものであろう。^⑥大隅・薩摩両国の各畷田帳によると、中原親能が両国にまたがる大隅正八幡宮領の各所領において地頭としてあらわれる。^⑦親能の地頭補任が正八幡宮を構成する個々の荘園所領ごとにおこなわれたものではなく、正八幡宮領全体の地頭職補任だったことが明らかであって、この時期の九州有力寺社への頼朝の地頭設置方針を推測せしめるものである。

時政は阿蘇社領への登場にあって、平安時代以来の神権的武士団の棟梁阿蘇太郎惟次(繼)に南郷の地を往古屋敷として安堵し別納下文を与えている。この惟次は養和元年(一一八二)二月、肥後国の菊池隆直、豊後国の緒方惟能以下の軍勢が平家打倒をめざして挙兵し、関を固めて海陸往還をとどめ、平家の方人原田種直が率いる軍勢と合戦をまじえたさい、木原次郎盛実法師とともに菊池隆直にしたがって戦いに参加した南郷大宮司惟安(泰)の子息であった。^⑧

阿蘇惟次は阿蘇大宮司職以下の所職所領を建久七年正月二三日ならびに正治二年二月一四日の二度にわたって右の親父惟泰から譲られているが、^⑨最初の譲状が書かれたあと、同年六月一九日には領家の、同じく八月一日には時政の下文によって大宮司職に補任されている。

(A)下 阿蘇社司神官等

可下早為二別納一究三濟所当物と南郷事

右郷阿蘇太郎惟次依_レ申_レ往_レ古屋敷之由、為_レ別納、無_レ解怠、可_レ濟_レ勤所當公事之状、所_レ仰如_レ件、社司宜承知、依_レ件用之、以下
建久六年正月十一日

(北条時政)
平(花押)

(B) (花押)

下 阿蘇三社中司氏人祝部供僧等所

定補大宮司職事

宇治惟次

右人補_レ任彼職_二畢、任_二先例_一可_レ令_レ執行社務_二之状、所_レ仰如_レ件、神官等宜承知、敢勿_レ違失、故下
建久七年六月十九日

政所(花押)

(C) 補任

阿蘇社大宮司職事

宇治惟次

右補_レ任彼職_二如_レ件、但於_二十二月朔幣并上分稻事_一者、可_レ為_二大宮司沙汰_一之状如_レ件

建久七年八月一日

(時政)
平(花押)

右の三通によって、北条時政が最初から領家とならんで阿蘇大宮司の上立って、これを統轄する立場に立っていたことが明瞭である。『大日本古文書阿蘇文書』之一所収の(A)の写真版によると時政の奥下署判の花押は形式上は頼朝の意をうけているようにみえるが幕政の有力者にふさわしい威厳にみちている。また、ここには示さなかったが、建久六年七月二八日の平某下文は『大日本古文書阿蘇文書』編者の按文によると、後世の写しであり、花押も時政のものに似ていないとのことであるが、その内容・様式から判断すると時政下文に擬定すべきものであることは編者のいうとおりである。私

は内容・形式ともに花押の写しがまらずいという点をのぞけば特に疑う点はないと考えるのであるが、もしそうだとすれば、これはやはり時政署判の原文書の写しとみてよいことになる。そこには天宮祝忠次の訴に対して領家が外題を与え、平某(時政)が「可早任領家御外題旨止乱妨沙汰事」を阿蘇御峰住僧等に命じたことがみえている^⑧。つまり天宮祝忠次の訴え↓領家外題↓時政下文によって、この訴訟が完結したことになるっており、阿蘇社領における領家支配が時政に体现される鎌倉幕府の支配体制によって保証されたことを推測させている。

阿蘇社における時政の存在が当時の国衙行政に対して、實際上領家をこえる位置をもっていた事実は建久九年一二月一五日の時政書状によって知ることができる。

阿蘇別宮 健軍 甲佐両社分例下米事、前任之時、国衙弁済有煩、社家譴責無隙之間、申下宣旨、彼米代公田内片寄三百町被奉免了、而担任依郡司等之濫訴、可被顯倒片寄免田之由、在序令結構云々、仍証文案三通如此、凡国務事、以国司免判為規模、当他一同之例也、况宣旨有限乎、此条雖難風聞信受、随及承所令申也、然而不意之沙汰有出来事者、以此等証文、可被触示在序人々之状如件

十二月十五日

(時政)^⑨
(花押)

ここで、時政は正規のルートで国衙に命令を下しているのではない。しかしこの文書が肥後国衙の行動を実質的にチェックするものであったことはいまでもない。時政は明らかに阿蘇社領支配の最終的な実権者としてあらわれるのである。

建仁三年(一一〇三)三月以来、それまで奥下署判であった「阿蘇文書」中の時政下文は袖判下文に一変し、以後、北条氏歴代の下文はいずれも袖判になる。比企氏の乱をむかえるころに、時政の阿蘇社支配がより強固なものに転化したことが明瞭である。同年一〇月一三日、時政は大宮司惟次の訴えに対し、次の裁許状を与えている。

(時政)
(花押)

阿蘇大宮司惟次申条々事

一、先御下知狩倉内おもり、あつまや、たかやま、ひらた巳上四ヶ所妨可停止事

一、四面八丁内田島地元妨可_レ停止_二事

一、健軍宮大宮司分佃式町妨停止事

已上賜_二御下文_一畢

一、甲佐宮御神事問、御酒為_レ□□致_レ妨事、可_レ停止_二事

件条々、御下知之上、十郎子息等致_レ妨之由所_二訴申_一也、事実者不便事、早可_レ令_レ停止_二彼妨之_一□□如_レ件

建仁三年十月十三日^⑤

文中にみえる御下文の発給主体は分明でない。しかし、大宮司惟次の訴えを袖判によって裁許した時政が阿蘇社領のすべてに君臨する存在に転化したことはいうごかないであろう。

以上みたように時政は阿蘇社領に関し、地頭であり、かつ預所であった。しかし、彼が地頭ないし預所として阿蘇社領支配において行使した具体的権限は彼のもつ所職に固有のものというよりも、彼が幕政において占めたその實力にもとづくものであったことはいうまでもない。彼が阿蘇社領において地頭・預所兩職のうち、どちらをさきに獲得したかはこれをたしかめることができない。よほどの事情がないかぎり、時政の預所職は形式上は領家の補任になるものであろうし、地頭職はあきらかに鎌倉の補任であったにちがいない。とするならば阿蘇社における時政の権限の歴史的な性格は、彼が保持する地頭職によってまず確定されており、かかる阿蘇社地頭時政の実際上の権限行使を旧来の荘園制的な所領支配機構のなかに位置づけたとき、それが時政への預所職補任としてあらわれていると考えざるをえない。実際の歴史的経過はどうあれ、時政の領主権の歴史的構造の意味は鎌倉補任の地頭職を主軸にしていたと判断するゆえんである。

しかしながら、時政が行使したような地頭領主権の具体的な形態は、幕政における時政の實力にもとづくものであって、通例の鎮西惣地頭に許された地頭としての領主権はるかに限定されたものとして現れざるをえない。それは肥前国佐嘉御領における惣地頭蓮沼忠国と小地頭との争いにおいても、また比企氏の乱に連座しなければならなかった島津氏の場合

にも明瞭にみとめられるところである。^②

- ① 石母田正「内乱期における薩摩地方の情勢について」(同『古代末期政治史序説』下)。
- ② 文治三、四年の天野遠景の貴海島征討は困難をきわめ、「雖相_レ確鎮西御家人等_一不_レ揆之間、頗_レ以無勢、重可_レ被_レ下_二御教書_一云々」と頼朝に訴えている。(『吾妻鏡』文治三年九月二日条、同四年二月二日条)このころから南九州とくに薩摩国における御家人編成の中心は島津忠久に移される。
- ③ 『島津家文書之一』六号。
- ④ 『島津家文書之一』七号。
- ⑤ 『島津家文書之一』二九八号 五月九日盛時奉書は忠久に薩摩国救二院平八成直に対して救二院地頭弁済使職の安堵を命じている。また同文書一六号 建保六年一月二六日島津忠久安堵状は北条義時の外題にまかせて、大蔵氏女を薩摩郡内山田村名頭職に安堵した忠久袖判の安堵状である。
- ⑥ 『島津家文書之一』八号。
- ⑦ 『島津家文書之一』二九八号、なお佐藤氏は本文書を遠景の鎮西赴任の文治二年以降で、かつ任官以前なることを根拠に建久二年以前とする。佐藤進一前掲書二六二頁、二八二頁。
- ⑧ 『島津家文書之一』九号。
- ⑨ 文治五年一〇月三日盛時奉書(市来北山文書)市来北山文書は五味克夫「島津庄日向方北郷弁済使並びに図師職について」(『日本歴史』一七〇号)の紹介による。このほか奥入御供が九州の御家人編成のテコになった事例として、豊前佐田文書建久三年二月二八日頼朝袖判下文、「鎌倉遺文」五八一号。
- ⑩ 市来北山文書。
- ⑪ 『島津家文書之一』一一号。
- ⑫ 承久二年七月二日北条義時書状(『大日本古文書阿蘇文書之二』)所収「阿蘇家文書」、以下たんに「阿蘇家文書」と記す)なお阿蘇社領については杉本尚雄「中世の神社と社領」、阿蘇品保夫「文献上からみた阿蘇大宮司館」(熊本県文化財調査報告第二集『浜の館』)を参照。
- ⑬ (年未詳)九月一六日北条泰時書状「阿蘇家文書」二六号。
- ⑭ 建治元年一〇月二日成阿書状「阿蘇家文書」四七号。
- ⑮ 建仁三年三月二九日北条時政下文「阿蘇家文書」一五号。
- ⑯ 時政が阿蘇社地頭・預所職を保持したことについては、阿蘇品保夫前掲論文、八八頁、にも指摘されている。
- ⑰ 薩摩国については建久八年六月日薩摩国図田帳写(『島津家文書之一』一六四号)、大隅国については五味克夫「大隅国建久図田帳小考」(『日本歴史』一四二号)所収の同図田帳。
- ⑱ 『吾妻鏡』養和元年二月 日条。
- ⑲ 承久二年九月一四日北条義時下文「阿蘇家文書」一九号
- ⑳ 「阿蘇家文書」六号。
- ㉑ 『大日本古文書阿蘇文書之一』所収「阿蘇神社文書」一号。
- ㉒ 「阿蘇家文書」一〇号。
- ㉓ 建久六年七月二八日平基下文「阿蘇家文書」九号。
- ㉔ 「阿蘇家文書」一二号。
- ㉕ 建仁三年三月二九日北条時政下文「阿蘇家文書」一五号等。
- ㉖ 「阿蘇家文書」一六号。
- ㉗ 佐嘉御領に関説したものはすでに多いが、私も、「国衙領における領主制の形成」(『史林』四三巻一号六一―六二頁)でふれた。

四 惣地頭と小地頭

鎌倉時代の九州においては幕府の有力御家人からなる惣地頭の下に平安時代以来の在地の伝統的な開発領主層がいて、彼等が多く小地頭と称され、両者が所領の下地進止権をめぐる深刻な争いをくりかえしていたことは安田元久氏の「西國の惣地頭について」をはじめとする諸論稿が明らかにして来た事実である。この点について安田氏は、東國と西國を對比させつつ、(1)西國とくに鎮西にみとめられる惣地頭は東國の有力御家人に対する新恩給与の形態である。(2)かならずしも相伝されず、加徴権と若干の給田をとまうだけの得分権地頭であって、在地性が稀薄である。(3)本領主たる名主が御家人として本領を安堵されていた上に、更に惣地頭が設置され、幾人もの在地領主(小地頭)の所領をふくむ広い領域におかれたため惣地頭といわれた。(4)頼朝が九州の在地領主層に対して本領安堵の政策をとったために生じた恩賞地の不足への対処や在地領主制への牽制、さらに惣地頭を通じての西國とくに鎮西の土地管理権の吸収が意図されていたと述べ、全体として惣地頭が西國ないし鎮西における特殊な所領給与の形態であったことを明らかにしている。

この安田説は西國一般と鎮西との区別がやや不明瞭な点は残るが惣地頭・小地頭の意味について適確な見解を述べたものであったと考える。これに対して田中稔・網野善彦氏が、(1)惣地頭は九州独自の制度でないこと、(2)新しく創設された制度(所職)ではなく、継承すべき先蹤形態をもっていたとの批判を述べ、若狭国遠敷三方二郡惣地頭若狭忠季・常陸国南郡惣地頭下河辺政義などを実例として提示している。さらに工藤敬一氏は一面で田中・網野氏の所説をみとめつつも、九州の惣地頭が形態上の類似にもかかわらず、他地域の惣地頭とはことなっていると述べ、これが小地頭制と不可分に結びついていることを強調して、安田説をさらに発展させた論を進めている。工藤氏は鎮西の御家人が惣地頭と称された理由として、鎮西御家人が本領を安堵されながらも、彼等の多くがかつての平家家人だったため、彼等の所領は一人は没官し、あらためて新恩地「恩領」として給与されるという解釈がおこなわれたため、とくに小地頭と称されたと説明している。

工藤氏においては惣地頭を西国一般に拡大するという安田説に残っていたあいまいさがなくなり、これが明確に鎮西独自の制度であると位置づけられている。私は惣地頭・小地頭の地域区分の点では田中・網野両氏の批判にもかかわらず九州の惣地頭制が小地頭の制と不可分に結びついており、そのことによって独自の内容をもっていたとする安田・工藤説にぜひん説得力を感じている。すなわち九州の惣地頭・小地頭制は頼朝による九州地頭成敗権——より具体的にいえば九州特有の国地頭制のあいまいな解消の所産であると判断するものである。

宝治二年に筑後国上妻庄内蒲原・次郎丸名について天野遠景、中原親能、同季時、陰陽頭忠尚以来の惣地頭職を継承する主殿助泰房が名主吉田三郎能茂法師(法名足阿)を惣地頭の権限によって改替しようとしたことがある。これに対して名主足阿はこの名主職について、頼朝から「小地頭御下文」をもらっており、惣地頭はこれを改替できないと述べている。

「建久御下文者、親能拝領地頭職之後、被成下一畢、是小地頭御下文也、且西国之習、被補惣地頭之所々、皆成置小地頭者傍例也」というわけである。一方、惣地頭泰房は足阿の云分を「小地頭者、号地本進退之地主、不相交地頭、依令張行惣地頭有名無実也」といっている。

次にかかげるのは右の相論で足阿が提出した七通の証文(イ)～(ト)と、泰房提出の証文(ハ)ならびにその文言である。

- (イ) 文治二年五月六日右大將家下文《家職可_レ為_二蒲原・次郎丸地頭職_一》云々
- (ロ) 建久八年一月七日右大將家下文《蒲原地頭職事、家職令_レ補_二任彼職_一》云々
- (ハ) 建仁元年一月日中原親能下文《家職可_レ為_二蒲原・次郎丸地頭代職_一》云々
- (ニ) 建保三年四月三日中原季時下文《次郎丸名主職事、大將家御下文并親父家秀讓狀明白也、停止家村之沙汰、任先例家職可_レ致_二沙汰_一》云々
- (ホ) 貞応元年七月日中原季時下文《次郎丸名主職事、能茂_{足阿}任_二相伝、可_レ為_二彼職_一》云々
- (ヘ) 嘉祿三年六月日中原季時下文《能茂可_レ為_二蒲原・次郎丸地頭代職_一》云々
- (ト) 仁治二年八月陰陽頭忠尚朝臣下文《足阿可_レ為_二蒲原・次郎丸名主職_一》

(イ) 寛元二年二月三日(関東)下文《泰房可_レ為_レ蒲原・次郎丸地頭職》云々

右の(イ)～(ト)の七通のうち家職から足阿にいたる所職の補任権者としてみえるものは、最初の二通(イ)(ロ)が頼朝自身、以後は中原親能(ハ)、同季時(ニ)(ホ)(ヘ)、陰陽頭忠尚(ト)などで、親能以後はいずれも、この地を惣地頭として領した人物である。さきに表示したように(イ)と同一日付の頼朝下文が上妻文書のなかにみえ、これが遠景の第一型式の下文による施行をうけている点からみて、(イ)もまた遠景の施行をうけた頼朝の本領安堵地頭職の設定を意味したことが確實である。さらに足阿はこの間の事情を「蒲原・次郎丸地頭職者、右大將家御時、文治二年祖父家秀・親父家職等宛_ニ給_ニ之_ニ畢、其後藤内民部大夫遠景并掃部頭親能法師雖_レ被_レ補_ニ惣地頭、於_ニ家職小地頭職_一者、無_レ其煩、仍家職建久八年給_ニ政所御下文_ニ畢」といっている。この地で建久八年に政所下文の成改めがおこなわれたことを示すであろう。ところで足阿が彼の小地頭職の根拠としてあげたのは、(ロ)の建久八年一月の政所下文である。すなわち彼は「建久御下文者、親能_ニ拜_ニ領地頭職_一之後、被_ニ成_ニ下_ニ畢、是小地頭御下文也」といっている。頼朝がこの地で行った建久八年の地頭職(小地頭)の政所下文による成改めは遠景・親能の地頭(惣地頭)補任のあとだったのである。

(ロ)が建久八年一月七日の日付をもつことからみて、頼朝政権下においてはその最終段階まで、鎮西における本領安堵地頭創設策を継続すると同時に、その上に惣地頭を補任し両者をかさねあわしていたことがわかるであろう。

だが頼朝以降、それまで將軍家と直結せしめられていた九州の根本領主層(本領安堵地頭の地位は曖昧なものになり、惣地頭が彼等の上に立って、その地位を保証する体制が強化されていった。九州の領主層は「地頭代職」「名主職」の保持を惣地頭の下文によって保証される存在に転化せしめられていくのである。(イ)から(ト)にいたる惣地頭下文はそのことを示しているであろう。

鎮西特有の惣地頭・小地頭相論の多くは右のような過程で生じたものであった。宝治二年九月一三日の関東下知状の判決文は右の過程を総括しながら「右大將家御時拜_ニ領地頭職御下文_ニ之_ニ輩、被_レ補_ニ惣地頭_一之日、令_ニ安_ニ堵名主職_一、号_ニ小地

頭_一者鎮西之例也、然則、足阿為_二名主職_一相_二從惣地頭所勸_一、於_二有限年貢以下課役_一者、任_二先例_一可_レ致_二沙汰_一矣」と述べている。ここには、(1)頼朝による本領安堵政策のもとで地頭(本領安堵地頭)になった鎮西の領主たちの上に、新しく地頭職(惣地頭)が設定されたこと、(2)おそらくは頼朝の死後、本領地頭政策が後退せしめられると同時に惣地頭の下にあった本領地頭の地位に変化がおこり、彼等が惣地頭によって地頭代職、名主職として位置づけなおされていったこと、にもかかわらず、(3)彼等が頼朝によってその本領を安堵された伝統的な領主であったという事実そのものは、容易に否定されることなく、以後もこの地域の政治構造を規定しつづけたこと、などが示されている。

惣地頭と小地頭との関係はこうしてかなり曖昧であった。これはもともと頼朝の九州地頭成敗権にもとづく鎮西の地頭政策が十分に整理されたものでなかったことから生じた鎮西特有の現象であった。頼朝が採用した鎮西における本領地頭安堵の政策はもちろん右の九州地頭成敗権の具体化にほかならないのであるが、頼朝はその上に二重に地頭職(惣地頭)を設定し、ここに東国出身の有力部将を送りこんだのであった。頼朝には文治国地頭制以来、かかる権限が帰属せしめられていたからである。安田元久氏の意見はこの意味でも支持されるべきものであろう。

しかし、幕府は鎮西の本領地頭安堵政策を頼朝の死後實際上放棄していった。幕府の地頭制度は惣地頭の側に正当な地頭職権限を認定するようになっていったからである。足阿が提出した建保三年四月三日の惣地頭中原季時の下文(二)によると、この所領をめぐって家職が家村と領有権を争い、惣地頭が両者の争いを裁定したことが示されている。惣地頭権限の確立、鎮西本領地頭の地位低下がみとめられるであろう。かつての本領地頭安堵政策はここでは放棄されているとみとめざるをえない。島津忠久のところでもみたとおり、惣地頭は頼朝の指示によって郡司弁済使職の安堵をおこなっていた。この関係がさらに強化される傾向にあったのである。

しかしながら、かつての頼朝の根本領主層に対する地頭成敗権が、すべて惣地頭の側に吸収されていったわけではない。鎮西における根本領主層の抵抗は依然として大きく、また北条氏の主導による幕府中央も惣地頭の圧倒的な領主権拡大を

決して支持しなかったからである。比企能員の乱に連座して、一時失脚した島津氏などはとくに北条氏との関係において一方的な権限強化を阻止されねばならなかったであろう。その意味で惣地頭島津氏に対抗した薩摩国谷山郡の郡司谷山氏が元徳二年の相論において、「於_二国領_一者、以_二郡司_一号_二地頭_一、至_二庄園_一者、以_二下司_一称_二地頭_一、所謂本補地頭是也」^⑤と述べたことは、先にみたとおり鎮西における根本領主_二小地頭層_一の存在形態をひろくとらえた文言とみとめられる。国領では郡司が地頭であり、庄園では下司が地頭にあたる。これこそが本補地頭というものだと言及される谷山教信の云分には頼朝下文の有無は問題にされていない。天福二年五月一日の追加法は「西国御家人者、自_二右大将家御時_一、守護人等注_二交名_一、雖_レ令_レ催_二勤大番以下課役_一、給_二関東御下文_一、令_レ領_二知所職_一之輩者、不_レ幾」と述べるように、鎮西御家人の大多数は頼朝下文の給付なしに御家人所役を勤仕して来たのである。それにもかかわらず九州における根本領主層はおしなべて本補地頭_二小地頭_一たることを主張していたのである。これらの事情は佐嘉御領の惣地頭と小地頭の相論をはじめとして、多くの事例によってたしかめられるであろう。九州の根本領主層は惣地頭の強圧的支配にさらされつづけていると同時に、在地の伝統的な庄務権を掌握しつつ、惣地頭を得分権地頭の枠内におしとどめようとしていたのである。

① 第一節注3、安田元久論文。

② 田中稔「鎌倉幕府御家人制度の一考察」(石母田・佐藤編『中世の

法と国家』所収) 網野善彦「常陸国南郡惣地頭職の成立と展開」(『茨

城歴史研究』一一号。

③ 第一節注3、工藤敬一論文。

④ 宝治二年九月一三日関東下知状(『鎌倉遺文』六九九八号)

⑤ 第一節注4。

む す び

以上述べたところを要約しておきたい。

- (1) 頼朝は文治元年十一月の国地頭制の施行にもなつて鎮西九国の国地頭として天野遠景を派遣した。このとき頼朝は全国にわたる諸国諸庄地頭進退権を保持しており、この権限にもとづいて各地で地頭職を設置したらしい。領家と鎌倉

との相互補任の形式をとっていた島津庄下司職が文治二年四月に領家の補任・改替権否定を意味する地頭職にぎりかえられたのも国地頭制下の諸国諸庄地頭成敗権にもとづく措置であったと考えられる。

(2) 文治二年六月に畿内近国三七ヶ国で国地頭が停廃されたさい、頼朝は鎮西を対象地域から除外したが、国地頭の称号停止(惣追捕使への切りかえ)、国衙所職への干渉停止などここにおいてもまた特有の国地頭制解消の手だてがとられた。

(3) それにもかかわらず、頼朝は九州における地頭成敗権をいぜんとして保持し、本領地頭安堵の政策を継続するとともに、鎮西の各所に東国出身の御家人を配し、これに地頭職(惣地頭)を与えている。

(4) 鎮西の惣地頭は、本領安堵地頭をふくめての根本領主層(郡司・下司)を支配し、頼朝の死後本領地頭安堵政策そのものの後退とともに、根本領主層に対する支配を強化してこれを地頭代職や名主職に補任しなおしていった。

(5) だがこれら根本領主層の抵抗は大きく、彼らは所領の伝統的な下地進止権を強く主張し、惣地頭支配からの自立を要求して鎮西独特の小地頭制を現実化していた。阿蘇社領における北条氏の支配は惣地頭支配を限定していた右のような枠組みが幕政を主導した北条氏の私的実力支配によってとりはらわれた結果を示している。

右に述べたように文治二年六月の措置によって、鎮西には特有の地方政治の仕組みがもたらされることになった。しかしながら、源平内乱期に国地頭制を指向せしめたような在地領主制の政治的活力は鎮西においてもまた限定されることになった。鎌倉時代の鎮西特有の地頭成敗権や小地頭の存在に、私達は内乱期がもった政治的可能性の形骸をなほどこか読みとることができよう。

追記 最近の義江彰夫「国地頭職の沿革」(『史学雑誌』八六編七号)は大山批判をふくみ、また井原今朝男「荘園制支配と惣地頭の役割—島津荘と惟宗忠久—」(『歴史学研究』四四九号)は島津忠久についての精細な研究である。ともに参照されたい。

(京都大学助教授)

Nomination of *Chinzeijitō* 鎮西地頭

by
Kyōhei Ōyama

November 1185 when the system of *Kunijitō* 国地頭 was established, *Yoritomo Minamoto* 源頼朝 sent *Tōkage Amano* 天野遠景 to Kyushu as the general *Kunijitō* there, who put the plan of setting *Honryōando-jitō* 本領安堵地頭 into practice. This policy means that *Yoritomo* 頼朝 practiced his power of supplementing *Jitō* 地頭 in every county and manor. At the same time he also appointed *Tadahisa Koremune* 惟宗忠久, bailiff at a manor of *Shimazu* 島津, to be *Jitō* authorized by *Kamakura* 鎌倉 Shogunate.

Later though, June 1186, he abolished or suspended the system of *Kunijitō* in 37 counties including Kyoto and neighbouring counties, *Chinzei* 鎮西 (*i. e.* Kyushu) as well as *Tōgoku* 東国 was exempted from the abolishment or suspension. In other words his right of supplementing *Jitō* in every county and manor remained in the form of the nomination of *Jitō* in Kyushu. But the latter right of *Yoritomo* was not so comprehensive that he dared not interfere in the affairs of county officials there were deprived of the nomination of *Jitō* after 1186, and the title of *Kunijitō* was maintained there.

After the period of *Kenkyū* 建久, 1190-1198, the governmental policy of creating *Honryōando-jitō* receded in that area, while *Konponryōshu* 根本領主 or reclaimers led by *Sōjitō* 惣地頭 came to be appointed to be deputies of *Jitō* or *Myōshu* 名主. Since then lesser *Jitō* gradually began to appear in this district.

Farm Management in *Ming* and *Ch'ing* Periods 明清時代

—A Reappraisal of *Shên Shih Nung Shu* 沈氏農書—

by
Keiji Adachi

Heretofore it has been agreed that in *Ming* and *Ch'ing* periods, the farmer did not produce a surplus and so couldn't be defined as bourgeois.